



三重県公報

平成27年9月1日(火)

第 2730 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
65	私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	(私 学 課)	2
告 示			
568	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	(長 寿 介 護 課)	2
569	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
570	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	3
571	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	3
572	同件	(同)	3
573	同件	(同)	4
574	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関	(建 築 開 発 課)	4
575	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務の変更	(同)	5
労 働 委 告 示			
1	労働組合法第2条第1号に規定する者を新たに認定した旨及び労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部を改正する告示	(労 働 委 員 会)	6
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	6
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(同)	7
	同件	(同)	7
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農 地 調 整 課)	8
	皆伐面積の限度の公表	(治 山 林 道 課)	9
	指定管理者の募集	(みどり共生推進課)	10
	同件	(同)	11
	平成27年度後期技能検定の実施	(雇 用 対 策 課)	12
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(税 務 企 画 課)	14
	同件	(情 報 シ ス テ ム 課)	14
	同件	(教 育 委 員 会)	14
正 誤			
	平成27年3月27日付け三重県公報号外	(教 育 委 員 会)	14

規 則

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年九月一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十五号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則（昭和二十五年三重県規則第一百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第三項」を「第二条第五項第三号」に改め、「の規定により読み替えて適用する同省令第二条第二項第八号」を削り、同条第二項中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

第三条第一項中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第四条第九項」を「第四条第六項」に、「開設しよう」を「設置しよう」に改める。

第五条中「第五条」を「第五条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 568 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2410515031	医療法人赤塚クリニック	津市芸濃町椋本 890 番地 1	医療法人赤塚クリニック	平成 27 年 8 月 31 日	介護療養型医療施設

三重県告示第 569 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2 番 37 号	長 屋 啓	じん臓機能障害
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2 番 37 号	鎗 田 文	平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番 2	舩 井 覚	ぼうこう・直腸機能障害
医療法人（社団）大和会日下病院	いなべ市北勢町阿下喜 680 番地	小 倉 広 康	肢体不自由
紀南病院	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4750	奥 田 善 大	ぼうこう・直腸機能障害
医療法人社団主体会主体会病院	四日市市城北町 8 番 1 号	白 石 智 子	音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由

社会医療法人畿内会岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	乾 多久夫	視覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
桑名西医療センター	桑名市大字北別所 416 番地 1	杉 澤 文	ぼうこう・直腸機能障害
医療法人上坂内科	名張市赤目町丈六 247-2	上 坂 太 祐	呼吸器機能障害
独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5	岩 本 陽 一	ぼうこう・直腸機能障害
社会医療法人畿内会岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	鍛 治 大 祐	肢体不自由
M I E 眼科四日市	四日市市諏訪町 4-5 四日市諏訪町ビル 4 階	右 京 久 樹	視覚障害
国立大学法人三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	小 川 愛	音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由

三重県告示第 570 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
独立行政法人国立病院機構三重病院	津市大里窪田町 357 番地	中山 茂 穂
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	森 木 宣 行

三重県告示第 571 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

津市美杉町八知字大柿 6921 の 1、6936、6937、6937 の 1、6942 の 2 から 6942 の 7 まで、6947、6948 の 1、6951、6951 の 1、字岩ノ谷 6922 から 6931 まで、6931 の 1、6933、6934 の 1、字久保 6898 から 6900 まで、6898 の 1、6902、6917

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 572 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
多気郡大台町佐原字真道谷 255、字不動坂 259、259 の 1 から 259 の 3 まで、字足谷 279、字萩平 289
 - 2 保安林指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 573 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
南牟婁郡紀宝町浅里字下モ山 125 の 1、125 の 2、127、字小淵 128、129、130 の 2、130 の 4、130 の 6、148、149
 - 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字下モ山 125 の 2・127・字小淵 129・130 の 6・148（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 574 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとしましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 1 項の規定により公示します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

機関の名称	機関の住所	業務区域	業務を行う事務所の所在地	行わせることとした判定の業務	業務の開始の日

株式会社東京建築検査機構	東京都中央区東日本橋一丁目1番4号	三重県全域	東京都中央区東日本橋一丁目1番4号 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社東京建築検査機構の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（愛知県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物	平成27年9月1日
--------------	-------------------	-------	--	--	-----------

三重県告示第575号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を次のとおり変更しましたので、同法第77条の35の8第1項の規定により公示します。

平成27年9月1日

三重県知事 鈴木英敬

機関の名称	機関の住所	業務区域	業務を行う事務所の所在地	行わせることとした判定の業務		変更年月日
				変更前	変更後	
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	三重県全域	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地 大阪府大阪府中央区南本町一丁目7番15号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人日本建築センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人日本建築センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（大阪府内の事務所で判定が行われるものに限る。以下この項において同じ。）又はその	平成27年9月1日

					計画変更構造計算適合性 判定申請に係る建築物
--	--	--	--	--	---------------------------

労働委告示

三重県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、1に掲げる者を労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者として、平成27年8月21日認定しました。

なお、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（昭和42年三重県地方労働委員会告示第1号）を2のように改正します。

平成27年9月1日

三重県労働委員会会長 松本英雄

1 労働組合法第2条第1号に規定する者として新たに認定した者

企業名 津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室

組合名 津市水道労働組合

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室	局長 担当理事 局次長 担当参事 課長 室長 担当副参事 企画員 調整担当主幹 上下水道事業管理室の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事

2 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の改正

9の項の次に次のように加える。

10 津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室の職員が結成し、又は加入する津市水道労働組合については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室	局長 担当理事 局次長 担当参事 課長 室長 担当副参事 企画員 調整担当主幹 上下水道事業管理室の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成27年10月19日まで縦覧に供します。

平成27年9月1日

三重県知事 鈴木英敬

1 申請のあった年月日

平成27年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 大井町づくり委員会
- (2) 代表者の氏名
奥田 吉信
- (3) 主たる事務所の所在地
津市一志町大仰 364 番地 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、大井地区はもとより一志町内、雲出川流域に居住する住民・就業者に対し教育・文化・福祉活動に関する事業を行い、住民の交流拠点として、地域の維持活性化を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 8 月 19 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 昴

(2) 代表者の氏名

大河内 理恵子

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市久保田一丁目 1 番 33 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、死と葬送のあり方に関する課題を解決するための支援事業を行い、尊厳ある死と葬送の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 8 月 19 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 こども未来創造学園

(2) 代表者の氏名

大谷 啓

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市大湊町 513 番地 91

(4) 定款に記載された目的

この法人は、教育、スポーツ、芸術文化を通じての児童、青少年の健全育成並びに、生涯教育の推進を理念に、各地域における児童生徒の教育、地域に根ざした事業を行い、社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 8 月 24 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 風の家

(2) 代表者の氏名

野崎 多巳子

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市大字東阿倉川 835 番地 6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ひきこもりや不登校、障害児（者）、保護者ならびに関係者に対して社会参加、余暇活動、相談をサポートするために、誰もがあたりまえに共生できる場所を地域に開放し、人との出会いと交流の場を提供するとともに、相互扶助の精神に基づき福祉サービス活動を行い、もって福祉の向上及び社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 8 月 24 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 桑名の杜

(2) 代表者の氏名

中嶋 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市大福 376 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、老人福祉施策の一端を担うべく、高齢者に対して、老人福祉に関する事業をおこない、もって、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 8 月 24 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 鈴鹿市体育協会

(2) 代表者の氏名

熊沢 逸雄

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市江島台一丁目 1 番 1 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツの振興、健康づくり、競技力の向上及びスポーツを普及発展させる事業を行い、スポーツを通じて健全な精神の涵養を図り、明るく健康的な社会の建設に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

波瀬土地改良区（津市一志町波瀬 1910 番地）

退任監事

津市一志町波瀬 1753 番地	尾 山 哲 郎
〃 〃 1777 番地 3	小 林 公 生
〃 〃 2047 番地	近 藤 明
〃 〃 5295 番地	前 山 秀 樹

退任清算人

津市一志町波瀬 1910 番地	山 本 保
〃 〃 1799 番地	川 端 貞一朗
〃 〃 1790 番地	前 川 久 勝
〃 〃 4549 番地	田 中 寿 弥
〃 〃 1786 番地	橋 村 枚 興
〃 一志町八太 1587 番地 5	村 上 正 人
〃 一志町波瀬 1919 番地	上 川 洋 文
〃 〃 5841 番地	山 下 秀 一
〃 〃 1797 番地	谷 政 博
〃 〃 5037 番地	藤 岡 修
〃 〃 1778 番地	小 林 直 人
〃 〃 2036 番地	近 藤 正 之

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 27 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

平成 27 年 9 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 ha
員弁川	水源のかん養	348.21
	土砂の流出の防備	550.24
四日市地区	水源のかん養	5.92
	土砂の流出の防備	480.16
鈴鹿川	水源のかん養	168.44
	土砂の流出の防備	555.98
北勢	公衆の保健	577.04
安濃川	水源のかん養	219.30
	土砂の流出の防備	54.52
雲出川	水源のかん養	569.11
	土砂の流出の防備	455.51
津地方	公衆の保健	121.69
櫛田川	水源のかん養	1479.82
	土砂の流出の防備	534.63
宮川上流	水源のかん養	2221.65
	土砂の流出の防備	342.11
松阪地方	公衆の保健	236.16
宮川下流	水源のかん養	1087.03
	土砂の流出の防備	253.42

志摩地区	水源のかん養	133.64
	土砂の流出の防備	140.24
五ヶ所地区	水源のかん養	4.66
	土砂の流出の防備	46.04
吉津地区	水源のかん養	489.83
	土砂の流出の防備	185.97
	干害の防備	3.20
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	1.44
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.36
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	0.72
南勢志摩	公衆の保健	55.80
伊賀地区	水源のかん養	347.04
	土砂の流出の防備	511.09
伊賀	公衆の保健	185.04
尾鷲地区	水源のかん養	1552.80
	土砂の流出の防備	715.01
紀北	公衆の保健	46.04
木本地区	水源のかん養	112.60
	土砂の流出の防備	41.55
熊野川	水源のかん養	390.03
	土砂の流出の防備	298.91
紀南	公衆の保健	2.37

次のとおり三重県上野森林公園に係る指定管理者を募集します。

平成27年9月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

(1) 名称

三重県上野森林公園

(2) 所在地

三重県伊賀市下友生松ヶ谷1番地

(3) 施設の構造、規模等

開園 平成10年7月

敷地面積 436,956 m²

主な施設 森のまなびや 木造1階建 (378.3 m²)

かたらいの館 木造1階建 (75.6 m²)

芝生広場 10,878 m²

遊歩道 8,225m

2 指定期間 (予定)

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 三重県上野森林公園 (以下「森林公園」という。) の事業の実施に関する業務

(2) 森林公園の維持管理及び修繕に関する業務

(3) その他森林公園の管理上必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であって5(3)の現地説明会に参加できる者その他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、平成27年9月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日は除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合は、着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所宛てに平成27年9月11日（金）午後5時までに必着するようにお申し込みください。

(3) 現地説明会

平成27年9月28日（月）午後2時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、平成27年10月9日（金）から同月16日（金）までの間に持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成27年10月16日（金）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県上野森林公園指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部みどり共生推進課自然公園班 担当 山田、平野

電話 059-224-2627

ファクシミリ 059-224-2070

電子メール midori@pref.mie.jp

次のとおり三重県民の森に係る指定管理者を募集します。

平成27年9月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

(1) 名称

三重県民の森

(2) 所在地

三重県三重郡菰野町大字千草字西貝石 7181-3

(3) 施設の構造、規模等

開 園 昭和55年5月

敷地面積 445,836 m²

主な施設 自然学習館 RC造1階建 (419.9 m²)

ふれあいの館 木造1階建 (218.8 m²)

芝生広場 31,537 m²

遊歩道 6,437m

2 指定期間（予定）

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 三重県民の森（以下「県民の森」という。）の事業の実施に関する業務

(2) 県民の森の維持管理及び修繕に関する業務

(3) その他県民の森の管理上必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であって5(3)の現地説明会に参加できる者その他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集

要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、平成27年9月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日は除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合は、着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所宛てに平成27年9月11日（金）午後5時までに必着するようにお申し込みください。

(3) 現地説明会

平成27年9月28日（月）午前10時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、平成27年10月9日（金）から同月16日（金）までの間に持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成27年10月16日（金）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県民の森指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部みどり共生推進課自然公園班 担当 山田、平野

電話 059-224-2627

ファクシミリ 059-224-2070

電子メール midori@pref.mie.jp

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

平成27年9月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 等級区分

特級、1級、2級、3級及び単一等級（後期実施）

2 技能検定の実施職種、実施期日及び実施場所

別表のとおり

3 技能検定試験の方法

学科試験及び実技試験

4 受検手数料

知事が定めた額

5 受検申請の手続

(1) 提出書類等

イ 技能検定受検申請書

ロ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ハ 手数料

(2) 受付場所

津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階

三重県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成27年10月5日（月）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）受付を行います。また、郵送による場合は、平成27年10月9日（金）の消印のものまで受け付けます。

(4) 受検申請に関する注意

イ 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

ロ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。

ハ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検

定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。

ニ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

ホ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 その他

(1) 本公告に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

三重県職業能力開発協会

電話 059-228-2732

(2) 実技試験の日程は、平成 27 年 11 月 25 日（水）以後、三重県職業能力開発協会から別途通知します。

(3) 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

(別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
(1) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御）、菓子製造（和菓子製造）、配管（建築配管及びプラント配管（鋼管のみ））、型枠施工（型枠工事）、ガラス施工（ガラス工事）及び金属材料試験（機械試験及び組織試験） (2) 3級 電気機器組立て（シーケンス制御）	平成 28 年 1 月 24 日（日）	平成 27 年 12 月 2 日（水）から平成 28 年 2 月 14 日（日）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対して別途通知する場所
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備及びプラスチック成形 (2) 1級及び2級 さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金）、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、寝具製作、石材施工（石材加工）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事）及び機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CAD） (3) 3級 機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CAD） (4) 単一等級 バルコニー施工（金属製バルコニー工事）	平成 28 年 1 月 31 日（日）		
(1) 1級及び2級 半導体製品製造（集積回路チップ製造及び集積回路組立て）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造）、空気圧装置組立て、帆布製品製造、建築大工（大工工事）、かわらぶき、鉄筋施工（鉄筋組立て）及び塗装（鋼橋塗装） (2) 3級 機械検査、プリント配線板製造（プリント配線板設計）、建築大工（大工工事）及びテクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き及びテクニカルイラストレーションCAD）	平成 28 年 2 月 7 日（日）		

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成27年9月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 地方税ポータルシステム運用委託業務 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県総務部税務企画課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成27年7月10日 |
| 4 | 落札者 | 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
株式会社 TKC 代表取締役社長 角 一幸 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 4,392,000円
契約金額 4,743,360円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成27年5月19日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成27年9月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 電子県庁・電子自治体推進用パソコン 313台 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成27年8月4日 |
| 4 | 落札者 | 愛知県名古屋市中区西2丁目33-10東芝名古屋ビル5F
東芝情報機器株式会社中部支社 支社長 越智 一成 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 32,844,660円
契約金額 35,472,232円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成27年6月19日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成27年9月1日

三重県教育委員会教育長 山口 千代 己

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第二種中間検査B） |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局高校教育課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成27年7月2日 |
| 4 | 落札者 | 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号
サノヤス造船株式会社 代表取締役社長 上田 孝 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 31,800,000円
契約金額 34,344,000円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成27年5月15日 |

正 誤

平成27年3月27日付け三重県公報号外に登載しました、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則中

ページ

行

誤

正

60 下から16 別表ロの表第五号区分の項中 別表ロの表第五号区分の項第一号及び第二号中

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
